

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の変更(地方課)
青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
土地改良法による換地処分(農村整備課)
土地改良事業の認可(五件) (〃)
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)
保安林の指定予定(造林課)
基本測量の終了(管理課)
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)
鳥取港港湾計画の軽易な変更の概要(港湾課)
鳥取県指定保護文化財の指定(文化課)
- ◇ 教委告示 派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則(外勤課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 公 告 二級建築士試験等の実施(建築課)
- ◇ 正 誤 昭和六十三年二月鳥取県告示第二百十八号中訂正

告 示

鳥取県告示第二百五十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による西伯(江原)地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十一年十二月一日現在の地番による。)
大字中字塚田	大字中字塚田のうち四四八の一の一部、四四九の一部、四五一の一部以外の区域 大字中字漆ヶ坪五九四の一部、五九六の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字中字漆ヶ坪	大字中字塚田四四八の一の一部、四四九の一部、四五一の一部 大字中字漆ヶ坪のうち五九四の一部、五九六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第二百五十五号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 田 次

指定 番号	種 別	図 書		発 行 記 号 等	類 別	表示された発 行所名
		題 号	号			
2956	雑誌その他 の刊行物	少女クリトリス勃起 少女の道草		J B- ケ C	物	テリス出版
2957	"	浮気なヌカソ娘 カロリーヌ		J B- ケ 2	物	コスモデザイン
2958	"	少女スキップ		S S- 4-H	物	コスモデザイン
2959	"	(少女・冬の章) 追憶		J B- X A	物	コスモデザイン
2960	"	Dorime		D M- 4-H	物	コスモデザイン
2961	"	恥穴しゃぶり 美人妻		J B- ケ H		Do 企画
2962	"	美肉の姦触 薄紅帯情		J B- ケ F		Do 企画
2963	"	欲情 風立ちぬ		J B- ケ G		Do 企画
2964	"	BED-MATE		B M- 4 H		MATE社

2965	"	ビッチャープレス NO.2		V P- 4 B		MATE社
2966	"	ザ・魔タガジン バーンソプレス	10月増刊	雑誌コ ー F 0 4 2 0 0-10		コバルト社
2967	"	GALHUNTER	11月号	雑誌コ ー F 0 2 8 6 9-11		コバルト社
2968	"	シネマロード	12月号	雑誌 0 4 3 5 5-12		株式会社サン出版
2969	"	バナナ通信	12月号	雑誌 1 7 5 9 1-12		株式会社ラン出版
2970	"	オレソジ通信	3月号	雑誌コ ー F 0 2 1 8 9-3		株式会社東京二世
2971	"	ビチャオララッシュ	3月号	雑誌コ ー F 1 3 3 7 9-3		株式会社浪速書房
2972	"	Gals Action	4月号	雑誌 0 2 5 8 3-4		考友社出版株式会社
2973	"	写真時代	4月号	雑誌コ ー F 0 4 4 1 5-4		株式会社白夜書房
2974	"	COOL GUY	4月号	雑誌 0 3 2 4 7-4		株式会社蒼竜社
2975	"	新風写真	4月号	雑誌 0 4 9 4 9-4		平和出版株式会社
2976	"	漫画タイムドル	3月号	雑誌コ ー F 0 1 4 5 3-3		辰巳出版株式会社
2977	"	漫画ラブレターニア 若妻甘い蜜はた	3月増刊号	雑誌コ ー F 1 8 3 9 4 -3/15		株式会社蒼竜社

鳥取県告示第二百五十六号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定

に基づき、西伯町土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る西伯（江原）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東伯町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業八橋地区農道整備）を昭和六十三年三月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業津原地区農業用排水）を昭和六十三年三月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業津原地区農道整備）を昭和六十三年三月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、佐治村が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業上佐治（河本）地区農道整備）を昭和六十三年三月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、佐治村が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業上佐治（尾際）地区農道整備）を昭和六十三年三月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十二号

東郷町が行う土地改良事業に係る東郷（別所）地区第一工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和六十三年三月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百六十三号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

気高郡鹿野町大字鹿野字家後二四五三、二四五五、二四五七の二、字御城山二四九〇、字流シ山二四九二の一、二四九三

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字家後二四五七の二、字御城山二四九〇（次の図に示す部分に限

る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百六十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類

基本測量(国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)

二 作業地域

八頭郡八東町、船岡町、郡家町及び智頭町、日野郡江府町、岩美郡福

部村並びに米子市

三 終了年月日

昭和六十三年一月三十日

鳥取県告示第二百六十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき、円護寺団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 土地区画整理事業の名称

円護寺団地土地区画整理事業

二 施行者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県住宅供給公社

理事長 西尾邑次

三 事業施行期間

第一工区 昭和五十八年三月八日から昭和六十二年九月三十日まで

第二工区

変更前 昭和五十八年三月八日から昭和六十三年三月三十一日まで

変更後 昭和五十八年三月八日から昭和六十三年九月三十日まで

第三工区 昭和五十八年三月八日から昭和六十五年三月三十一日まで

四 施行地区の区域

第一工区

鳥取市円護寺字朽田、字妙見谷口、字北谷口、字北谷、字北谷小谷、字妙見北側、字妙見谷川西、字妙見谷川東、字妙見向平、字中尾及び字北谷山の各一部並びに鳥取市覚寺字八反田及び字庵ヶ崎の各一部

第二工区

鳥取市円護寺字下屋敷田及び字朽田の各一部並びに鳥取市覚寺字砂田、字目当、字庵ヶ崎及び字七反田の各一部

第三工区

鳥取市円護寺字妙見堤ノ下、字妙見西側、字上ノ平ル妙見平、字上ノ平ル西側及び字古屋敷の各全部並びに字居邸、字妙見北側、字妙見谷川西、字妙見谷川東、字古寺、字妙見堤ノ上、字上ノ平ル、字稲干場、字稲荷ノ下モ、字姥ヶ谷、字妙見向平、字中尾及び字庵ノ城の各一部

五 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県住宅供給公社内

六 施行認可の年月日

昭和五十八年二月十七日

七 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の揭示板に揭示する。

九 変更認可の年月日

昭和六十三年三月一日

鳥取県告示第二百六十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定に基づき、鳥取港湾計画の軽易な変更の概要を、次のとおり告示する。

昭和六十三年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 港湾計画の軽易な変更の概要

昭和六十一年鳥取県告示第四十二号によりその概要を告示した鳥取港湾計画について、係留施設の具体的な利用計画に対応して変更した事項は、次のとおりである。

係留施設計画

イ 係船くい

千代	地区名	専用又は公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数	用途
五・五		専用		二	危険物船用

ロ 岸壁

千代	地区名	専用又は公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数	用途
四・五		専用		一	危険物船用

二 港湾計画の縦覧の場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部港湾課

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第四
条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をする。

昭和六十三年三月八日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

彫刻の部

名 称	員 数	所有者	所有者の住所	所在の場所
木造阿弥陀如来立像	一軀	転法輪寺	東伯郡東伯町大字別宮字中屋敷四七二	東伯郡東伯町大字別宮字中屋敷四七二

公安委員会規則

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月八日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

鳥取県公安委員会規則第一号

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県鳥取警察署の立川警察官派出所の項中「卯垣二丁目」の下に、「卯垣五丁目」を加え、同表の鳥取県鳥取警察署の鳥取市大覚寺警察官駐在所の項中「鳥取市大覚寺」を「鳥取市吉成三丁目」に改

め、「富安、吉成」の下に、「吉成一丁目、吉成二丁目、吉成三丁目」を加え、同表の鳥取県鳥取警察署の鳥取市賀露町警察官駐在所の項中「晩稻」の下に、「港町」を加え、同表の鳥取県浜村警察署の気高町浜村警察官駐在所の項中「大字八束水」の下に、「北浜一丁目、北浜二丁目、北浜三丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目」を加え、同表の鳥取県倉吉警察署の北条町国坂警察官駐在所の項中「北条町国坂警察官駐在所」を「北条町国坂、大字土下」に改め、同表

町大字国坂 北条町のうち 大字江北、大字国坂、大字土下

北条町大字田井 北条町

の鳥取県倉吉警察署の北条町弓原警察官駐在所の項を削り、同表の鳥取県倉吉警察署の羽合町橋津警察官駐在所の項中「羽合町大字長瀬」を

「羽合町大字橋津」

に改め、同表の鳥取県八橋警察署の大栄町由良宿警察官駐在所の項中「、大字妻波、大字大谷」を「の一部（西日本旅客鉄道株式会社山陰本線（以下単に「山陰本線」という。）以北）、大字妻波の一部（山陰本線以北）、大字大谷の一部（山陰本線以北）」に改め、同表の鳥取県八橋警察署の大栄町亀谷警察官駐在所の項中「大字岩坪」の下に「、大字由良宿の一部（山陰本線以北を除く。）、大字妻波の一部（山陰本線以北を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、昭和六十三年三月十日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年三月八日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久

勲

遊技機の種類

型 式

製 造 業 者 名

ぱちんこ遊技機

モトクロスA	株式会社三洋物産
ヘルファイヤーA	株式会社ニユーギン
スーパードライトA	株式会社ニユーギン
スーパードライト七号A	株式会社ニユーギン
デルバーA	京楽産業株式会社
タンブラーA	京楽産業株式会社
ドンスペシャルP八	京楽産業株式会社
パワーダンブP一	京楽産業株式会社
イーグルチャンス	京楽産業株式会社
ポンパ	京楽産業株式会社
スターダイナミック	京楽産業株式会社
スターフラッシュ	京楽産業株式会社
ポーナス	京楽産業株式会社
ザ・マイクマン	株式会社ソフィア
スーパードロタリー	株式会社ソフィア
スペーススマン	株式会社ニユーギン
ハッピーキャットI	株式会社ニユーギン
ニユーパニックA	株式会社三洋物産

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、昭和63年2級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、財団法人建築技術教育普及センターが行う。

昭和63年3月8日

鳥取県知事 西 尾 豊 次

1 試験の期日及び時間

(1) 学科の試験

昭和63年7月10日（日）午前10時から午後5時10分まで

(2) 設計製図の試験

昭和63年9月18日（日）午前11時30分から午後4時まで

2 試験地

(1) 学科の試験

鳥取市生山111 鳥取県立鳥取工業高等学校

(2) 設計製図の試験

鳥取市生山111 鳥取県立鳥取工業高等学校

3 受験申込手續

(1) 受付期間及び受付地

昭和63年4月18日（月）から22日（金）まで

鳥取市東町1丁目271 社団法人鳥取県建築士会事務局

昭和63年4月18日（月）及び同月19日（火）

米子市糀町1丁目180 西部総合事務所

(2) 受付時間

午前10時から午後4時まで

(3) 受験申込方法

受験申込書は、受付地に設ける受付場所に直接提出すること。

4 合格者の発表

昭和63年12月2日（金）頃

なお、学科の試験の合格者については、昭和63年9月2日（金）頃発表する。

5 その他

詳細については、受験要領を鳥取県鳥取土木事務所、鳥取県倉吉土木事務所及び鳥取県米子土木事務所並びに社団法人鳥取県建築士会において、昭和63年4月11日（月）から配布するので、参照すること。

正 誤

昭和六十三年二月鳥取県告示第二百十八号（開発行為に関する工事の完了について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 設 行 議

十 上 九 鳥取県指令受都計三一一

第八号

正

鳥取県指令受都計三一一

第八号